

4 消安第 7072 号
4 新食第 2914 号
令和 5 年 3 月 24 日

日本醤油協会 会長

全国醤油工業協同組合連合会 会長

殿

農林水産省消費・安全局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)

アミノ酸液及びこれを原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類
の低減対策の徹底について

当省では、食品の安全性向上に向けた製造事業者の取組を支援するため、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したもの）及びこれを原材料に含むしょうゆについて、平成 16 年度より貴会と連携してクロロプロパノール類の含有実態及び製品の製造実態を調査してきました。調査試料の収集にあたり、貴会のご協力を賜り改めて感謝を申し上げます。

平成 16 年度以降に実施した調査結果を受けて、しょうゆの安全性をさらに高め、健康への悪影響が発生する可能性をできる限り低くするため、「食品中（アミノ酸液及びアミノ酸液を含むしょうゆ）のクロロプロパノール類の低減対策の徹底について」

（平成 20 年 6 月 26 日付け 20 消安第 3587 号）等により、貴会の会員である製造事業者が、自社におけるアミノ酸液の製造工程へのアルカリ処理の導入、アルカリ処理が施されたアミノ酸液の購入・使用等、クロロプロパノール類の低減対策（以下単に「低減対策」という。）に積極的に取り組むよう、指導の徹底をお願いしたところです。

その後、低減対策の効果を確認するための調査を平成 28 年度及び令和 3 年度に実施しましたところ、令和 3 年度に実施した調査の結果を別添のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、調査の結果、対象となった製造事業者のほぼ全てが低減対策に取り組んでいること、また、アミノ酸液及びこれを原材料とするしょうゆにおいて、代表的なクロロプロパノール類である 3-MCPD の濃度は、平成 28 年度と同程度であり、低減対策実施前の平成 18 年度と比べて大幅に低い水準で維持されていることが確認されました。

一方で、低減対策の効果が十分に現れていない製造事業者もみうけられ、依然として一部の製品の 3-MCPD 濃度が国際基準を超えていたところです。

つきましては、貴会の会員である製造事業者に対し、低減対策を継続するとともに、特に 3-MCPD の濃度が高かった製造事業者に対しては、より効果の大きい低減対策を可能な範囲で実施するよう、再度指導の徹底をお願いします。

4 消安第 7072 号

4 新食第 2914 号

令和 5 年 3 月 24 日

日本アミノ酸液工業会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省大臣官房総括審議官

(新事業・食品産業)

アミノ酸液及びこれを原材料に含むしょうゆ中のクロロプロパノール類
の低減対策の徹底について

当省では、食品の安全性向上に向けた製造事業者の取組を支援するため、アミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したもの）及びこれを原材料に含むしょうゆについて、平成 16 年度よりクロロプロパノール類の含有実態及び製品の製造実態を調査してきました。調査試料の収集にあたり、貴会のご協力を賜り改めて感謝を申し上げます。

貴会の会員である製造事業者が製造するアミノ酸液については、かねてからアルカリ処理等の対策が施されており、代表的なクロロプロパノール類である 3-MCPD の濃度は、平成 16 年度の調査時点で極めて低い水準であったところ、平成 28 年度の調査時点でも同様に低い水準を維持していたことが確認されました。

アミノ酸液を原材料に含むしょうゆの安全性を高め、健康への悪影響が発生する可能性をできる限り低くするため、平成 20 年度より、当省は日本醤油協会及び全国醤油工協同組合連合会に対し、貴会の会員である製造事業者が大規模に製造・販売しているアミノ酸液の購入・使用等、クロロプロパノール類の低減対策（以下単に「低減対策」という。）に取り組むよう、指導の徹底をお願いしてきたところです。

今般、自ら製造したアミノ酸液を平成 18 年度当時に用いてしょうゆを製造していた事業者を対象として、低減対策の効果を確認するための調査を令和 3 年度に実施しましたところ、その結果を別添のとおり取りまとめたのでお知らせします。

なお、調査の結果、アミノ酸液を原材料に含むしょうゆ中の 3-MCPD の濃度は、平成 28 年度と同程度であり、低減対策実施前の平成 18 年度と比べて大幅に低い水準で維持されていることを確認しました。

また、かつて自ら製造したアミノ酸液を用いてしょうゆを製造してきた事業者の多くが、貴会の会員である製造事業者が製造・販売するアミノ酸液を用いるようになったことが確認されており、国内製造される混合醸造方式しょうゆ又は混合方式しょうゆ中の 3-MCPD の低減に果たす貴会の役割はさらに大きいものとなっています。つきましては、引き続きアミノ酸液中の 3-MCPD の低減対策に継続して取り組むようお願いするとともに、製造事業者へのアミノ酸液の安定供給に向けて引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。